

再生可能エネルギー導入計画策定・事業化支援事業 Q A

(問1) 事業可能性調査の補助対象経費に「機器・設備費」とあるが設備購入の経費に補助金を充当することは可能か。

(答1) 「機器・設備の借用及び外部施設等の利用に係る経費」に充当できることとしており、購入費は対象としていません。

(問2) 国庫補助金の補助裏に当該補助金を充当することは可能か。

(答2) 可能です。

(問3) 発電事業の開始が2年後となる準備期間を設定して、調査事業を実施する場合、1年目の調査事業は補助対象となるか。

(答3) 2年後に発電事業の実施が計画されていれば、1年目の調査事業も補助対象とします。

(問4) その他経費に認められるものは具体的には何か。

(答4) その他事業可能性調査に必要と認められる経費は、人件費、旅費、文献調査費、謝金、使用料および賃借料、消耗品費、外注費、印刷製本費です。詳細は以下をご覧ください。

◆人件費：補助対象事業を専属で行うものを期間限定で雇用する人件費
補助対象経費となる人件費は、補助対象事業を専属で行うものを期間限定で雇用する場合に限り、算出にあたっては、従事日誌により証明されるものが基本となります。法定福利費（事業者負担分）については、含めないものとします。

◆旅費：補助事業を行うために必要な国内出張に係る経費
各種割引の活用により、最も経済的かつ合理的なものを利用する必要があります。また、旅費の算出にあたっては、各企業での既存の内規等に基づき、出張命令書・出張報告書等の帳票類を整理し、適正な経理処理をされることが基本となります。

- ◆文献調査費：補助事業を行うために、これまでに発表された先行文献やその研究テーマにおける最新文献、および関連文献、統計情報など、必要な情報や文献を調査・収集するのに必要な経費補助対象経費とする文献調査費の算出にあたっては、必要性について説明できることが基本となります。

- ◆謝金：補助事業を行うために必要な謝金
補助対象経費とする謝金の算出にあたっては、当該事業を行うために謝金を支払う必要があったのかを確認した上で、申請者の内規に基づき適正に支払等を行うことが基本となります。また、謝金についての内規等がない場合には、県の規定を目安とし、その範囲内で支出できます。

- ◆使用料および賃借料：補助事業を行うために必要な会議、講演会、シンポジウム等に要する経費（会場借料、機材借料等）
補助対象経費とする会議費の算出にあたっては、有料の会場を借りる必要があるか、などの十分な精査が必要であり、各種帳票類を整理し、必要性、適正性について説明できることが基本となります。料金表等根拠に基づき適正に支払等を行うことが基本となります。

- ◆消耗品費：本補助事業を行うために必要な物品であって備品に属さないもの（ただし、当該事業のみで使用されることが確認できるもの）の購入に要する経費
補助対象経費とする消耗品費の算出にあたっては、事業を行うために必要な物品であって、備品に属さないもの（例えば、原材料、部品等）の購入に関する経費を積算することが基本となります。

- ◆外注費：補助事業者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者を外注するために必要な経費（請負契約）
補助対象経費とする外注費の算出にあたっては、設計図面や仕様書及び納品物等により、適正な取引が行われていることを明らかにする必要があります。

- ◆印刷製本費：補助事業で使用するパンフレット・リーフレット等の印刷製本に関する経費
補助対象経費とする印刷費の算出にあたっては、事業に必要となる印刷部数、配布先、スケジュール等が明示されている、または、計画に明示されていない場合には、当該事業期間内に使用した理由と部数を明確にする必要があります。